

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の取組み状況の評価

Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

【計画における事業の方向性】

- 「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進
- 地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築
- 日常の見守りをはじめとする地域住民などが支えるインフォーマルなサービスの充実
- 地域住民における地域包括ケアシステムを支える人材の育成
- 高齢者が尊厳をもって生活できるよう、権利擁護の推進

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括ケア推進会議を、市長をトップとした市内全ての部署が関与する地域共生社会推進会議に改編。地域包括ケアの深化・推進をさらに進める体制及び地域共生社会を実現する取組みの推進
- ・基幹型地域包括支援センターの設置
- ・高齢者増に伴い委託先地域包括支援センター1カ所新たに設置
- ・重層的支援体制整備事業の移行準備事業として、「いこまる相談窓口」の開始
- ・地域共生社会推進全国サミットinいこまのプレイベントを開催(予定)

(2) 高齢者を支える地域の体制づくり

- ・第1層生活支援コーディネーターを直営で2名、第2層生活支援コーディネーターを委託先地域包括支援センターに各1名配置し、生活支援体制整備事業の体制を整備
- ・高齢者等緊急通報システム、食の自立支援事業、高齢者見守り協力事業者登録制度、訪問調査、友愛電話、まごころ収集などの取組みを通じて、独居高齢者、障がいのある高齢者等へアウトリーチを実施
- ・脳の若返り教室で、ユースネットいこまで支援していた若年者が学習サポーターとして社会参加

(3) 在宅医療・介護連携の促進

- ・「生駒市医療介護連携ネットワーク協議会」及び「在宅医療介護推進部会」・「認知症対策部会」において、在宅医療・介護連携の促進における課題や取組みを改めて再検討し、2040年を見据えたロードマップを作成・取組みを実施

(4) 高齢者の住まいの確保と住替え支援

- ・住宅改修に関する情報提供、助言を行うことで、住まいの面から利用者の自立支援、重度化防止を推進
- ・住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、奈良県が指定した家賃債務保証の提供、賃貸住宅の入居に関する住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する居住支援法人をHPで啓発

(5) 高齢者の権利擁護の推進

- ・認知症等により判断能力が十分でない人の相談対応、成年後見制度等の利用支援を実施し、サービス利用や金銭的な不安だけでなく、申立移行中の利用者に対して精神的な伴走支援を実施
- ・高齢者虐待防止の啓発のため、地域で虐待を発見しやすい民生委員に直接、虐待防止の観点から民生委員に期待することなどを伝え、リーフレットを配布

(6) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ・駅のバリアフリー化やコミュニティバスの運行、交通費助成を通じて、高齢者が安全に移動できる環境を整備
- ・移動が困難な高齢者に対しては、移動販売等導入支援事業や野菜の移動販売等により地域の拠点での買い物支援を実施

課題

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会の実現に向け、複雑かつ多様なニーズに対応できるよう他分野も含めた連携体制の強化
- ・地域力の向上につなげるため配置された生活支援コーディネーターの機能強化
- ・生活支援コーディネーターと住民や関係者との信頼構築、ネットワーク構築に一定時間を要するため、周知や啓発、及び生活支援コーディネーターの育成が必要
- ・後期高齢者数の急増に対応するため、セルフケアや住民主体の多様な通いの場の創出、一般介護予防事業の充実
- ・セルフケアへの移行を通して要支援・要介護者の増加スピードを緩やかにするため、プレフレイル(Bリスト)^{※1}、フレイル(Aリスト)^{※2}状態の高齢者が要支援・要介護状態に移行する前段階の対策として通所型サービスC^{※3}の利用を促進
- ・後期高齢者の急増に伴う認知症高齢者の増加や、医療や介護ニーズの高い高齢者の増加に対応できる在宅療養のサポート体制の充実
- ・増加傾向にある高齢者虐待の対策、特に認知症高齢者本人及び家族への支援、ケアの充実
- ・ICTや情報連携基盤の活用なども含めた医療・介護連携の推進
- ・災害や感染症などの発生時に地域の医療機関や介護施設・事業所が連携して必要なサービスを安定的に提供できる体制の構築支援

※1 プレフレイル・・・高齢者がフレイルに移行する前の段階の状態のこと。基本チェックリストの判定で運動・生活機能・栄養・口腔のいずれかに低下が見られる群であるBリストの方が該当

※2 フレイル・・・加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態のこと。基本チェックリストの判定で運動+社会生活+5項目(栄養・口腔・閉じこもり・認知機能・うつ)のうちいずれかに低下項目があり、ハイリスクであると想定される群であるAリストの方が該当

※3 通所型サービスC・・・市町村の保健・医療の専門職が生活機能を改善するために3~6か月の短期間で、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のプログラムなどを行うサービス

2 健康づくりから介護予防と生活支援の推進

【計画における事業の方向性】

- 健康寿命の延伸に向けた啓発と主体的な取組みの促進
- 健康・医療・介護等の情報の一元化による健康づくりから介護予防まで一体的な取組み
- コロナ後の新たな参加機会の在り方の検討
- 介護予防による重度化防止

(1) 健康づくりから介護予防まで一体的な取組みの推進

- ・令和4年度の本市の要支援・要介護認定率は、15.3%で微増傾向だが、全国19.0%、奈良県19.4%と比較すると低い水準で推移

(健康づくり)

- ・特定健康診査の受診率は国の目標値を大幅に下回っているが、検診費用助成などの取組みにより、少しずつ上昇
- ・健康づくりに関する教育・啓発を定期的を実施し、市民の主体的な健康づくりの取組みを支援
- ・心の健康相談（はーとほっとルーム）は常時予約があり、ニーズに応じた相談機会を提供
- ・がん検診の受診率は低迷しているが、精密検査受診者に対する積極的な受診勧奨により、精検受診率は著しく改善
- ・ウォーキングイベント等を通じて、楽しみながら行える運動習慣の定着を推進

(介護予防)

- ・介護予防手帳が介護予防事業への継続参加を促進
- ・介護予防出前講座は、市民のニーズに合致した専門職派遣による介護予防講座を実施し、セルフケアの意識を醸成
- ・介護予防教室や高齢者体操教室などの各種教室は開催方法を工夫しながら再開し、開催場所が増加
- ・高齢者保健事業と介護予防の一体的実施の取組を開始

(2) 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進

- ・通所型サービスCの各種教室（パワーアップ教室等）の修了者は、一般介護予防事業やセルフケアにより、改善率70%を維持
- ・閉じこもりがちな高齢者の外出機会の確保と、孤食の防止や参加者同士の交流の場として通所型サービスB^{※4}の「ひまわりの集い」（会食サロン）を実施
- ・自立支援型地域ケア会議（地域ケア会議Ⅰ）は、多職種視点からケアプランの検討を行い、個々の介護予防ケアマネジメント能力向上
- ・介護予防把握事業については、元気度チェックの回収率は高く（約9割）、フレイル（Aリスト）の方への全数把握による生活機能の低下者への早期対応や、未返送者への実態把握を通じた困難事例等の早期発見

課題

- ・健康づくり、介護予防についてのセルフケアの重要性の啓発
- ・フレイル(Aリスト)対象者増に伴い、通所型サービスCの利用促進が必要
- ・地域を中心として活動する介護予防リーダー・健康づくりリーダー等の担い手の育成・確保
- ・適切なケアマネジメントの実施が困難な傾向
- ・住民や関係者へ総合事業のさらなる周知が必要
- ・ヘルパーの高齢化や新たな人材確保が困難なことから、生活支援の需要増に対応するための訪問型サービスA^{※5}等の人材確保・定着・育成

※4 通所型サービス B・・・住民主体で通いの場を設け、交流の場として体操や運動などの活動を行うサービス

※5 訪問型サービス A・・・従来の介護予防訪問介護の基準を緩和したサービスで、NPO、民間事業者等の地域の多様な主体により生活援助を行うサービス

3 生きがいつくりや社会参加の促進

【計画における事業の方向性】

- 元気な高齢者の知識や経験を地域づくりやまちづくりに活かし、地域社会の支え手として活躍できる仕組みづくり
- 高齢者が家庭・地域・企業等、社会の各分野で豊かな経験、知識、技能を活かしながら、社会参加を果たすことができる環境の整備
- 高齢者が地域活動等への参加等、他者との交流を図る機会を推進
- 高齢者の就業を通じた生きがいつくり

(1) 生きがいつくり活動の推進

- ・いこま寿大学や自主学習グループの活動などを通して、多様な学びと交流の場を提供
- ・多世代の学びの場「IKOMAサマーセミナー」を開催し、世代を超えた参加・交流を促進
- ・地域包括支援センターで、地域活動推進の場として、畑活サロンを実施

(2) 社会参加の促進

- ・介護予防を通じて、いきいき百歳体操をはじめとした「地域の通いの場」の重要性を啓発。コロナの影響もあり、令和3、4年度は市としての実績はないが、地域包括支援センター等においては、支え合い活動などの推進に向けた対応を継続
- ・「地域ねっこのつどい」はボランティアの高齢化の課題はあるものの、サロン代表者によって企画・実施
- ・老人クラブの各種活動や世代間交流事業、友愛活動は、高齢者の健康づくりや生きがいつくりに寄与
- ・いこま寿大学は「ボランティア講座」のほか、生駒のまちや地域活動への関心を高めるための講座を実施するなど、学習成果の地域還元に向けた支援を行い、社会貢献活動への参加を促進
- ・老人クラブや民生委員・児童委員等への支援を通じて、高齢者の社会参加や福祉増進のための活動を実施
- ・シルバー人材センターの活性化により高齢者の就労を促進し、元気高齢者の生きがいつくりと活躍の場を創出
- ・NPO等による生活支援サービス事業所等の確保はまだ実績がない
- ・自治会が取り組む「まちのえき(複合型コミュニティづくり)」は、令和5年度で12か所にまで増え、世代を超えた参加・交流の場が拡充

課題

- ・支え合い活動のサービス提供体制の整備状況の地域差や利用者ニーズとのミスマッチの解消
- ・ボランティアの高齢化に対応するため、ワークショップ等によるリーダーの養成や定着に向けた取組、ボランティアポイントの導入等も含めた新たな人材確保の方策の検討等を通じた人材確保・育成・定着
- ・就労的活動の支援
- ・老人クラブと協力した参加者増加のための対策
- ・高齢者のライフスタイルの変化やニーズにあった学びの場の提供や、健康状態に応じた学びの支援
- ・シルバー人材センター会員の確保及び新規就業先の開拓
- ・住民主体の通所型サービスBや訪問型サービスAやB・D^{※6}など優先課題に沿った事業確保の戦略的取組み

※6 訪問型サービス B・・・住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、日常生活に対する援助を行うサービス

訪問型サービス D・・・介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援で、主にボランティアが主体となって外出時に移送前後の補助を行うサービス

4 認知症施策の推進

【計画における事業の方向性】

- 認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくり
- 認知症サポーターをはじめとする市民全体へ認知症の正しい理解の促進
- 認知症予防の取組みを推進

(1) 認知症の正しい理解の促進

- ・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの累積数は14,565人(令和5年3月末現在)

(2) 認知症予防の促進

- ・脳の若返り教室は、学習サポーター(ボランティア)の支援を受けて実施

(3) 医療的ケア・介護サービスの充実と家族介護者への充実

- ・認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに専従で1名配置し、適切な相談支援、専門機関との連携及び認知症サポーター養成講座等の啓発活動を実施

(4) 認知症バリアフリーの推進

- ・行方不明高齢者を検索・保護する模擬訓練では、地域内で認知症と思われる方がいた場合に、気軽に声をかけることでその方が地域に留まり、遠方まで出かけていったり行方不明になったりすることを防ぐための声かけ訓練を実施

(5) 若年認知症の人への支援・社会参加支援

奈良県若年性認知症サポートセンターによる出張相談については、相談場所の見直しに伴い本市での相談はなくなったが、同センター内での相談を継続して実施している。

課題

- ・認知症高齢者の増加に伴う計画的な認知症サポーターの養成
- ・認知症高齢者の増加に対応した新たな担い手確保の仕組みの構築
- ・若年認知症も含め、認知症の方の多様化するニーズや複雑・複合化した相談に対応するための認知症地域支援推進員のスキルアップ
- ・行方不明高齢者に対して、市内店舗や金融機関、学校関係や地域住民など、地域に存在するあらゆる人が関心を持って認知症と思われる人に気軽に優しく声をかけられる地域づくり・若年認知症の特性に応じた社会的サポートの整備
- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び同法に基づき今後策定される認知症施策推進基本計画の内容も踏まえた施策の推進

5 持続可能な介護保険制度の推進

【計画における事業の方向性】

- 介護保険制度を持続可能なものとしていくため、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、介護保険サービスの充実及び介護給付の適正化
- 公的な制度だけでなく、地域の力を向上し、支え合いの活動の活発化
- 家族介護による離職防止のため、家族介護者への支援の充実
- 質の高い介護サービスの提供を維持するため、介護人材の確保や介護人材の資質向上の促進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ・基幹型地域包括支援センターを設置したことで、各センターの総合調整や連携体制を強化
- ・委託先の地域包括支援センターを1カ所新たに設置(計7カ所)
- ・全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置

(2) 地域支援事業の充実

- ・総合事業については、通所型・訪問型サービスCや通所型サービスBの取組等を通じて、効果的・効率的に虚弱高齢者の状態改善等を継続して実現。他方で、自立支援型地域ケア会議を通して訪問型サービスB等の創出や訪問型サービスAの担い手が不足。生活支援体制整備と合わせて、具体的な実施につなげていない

(3) 重度化防止に向けた取組みの推進

- ・要支援者等に係る自立支援型地域ケア会議は一定の効果が生まれている
- ・令和元年から開始した主に要介護1・2の方の自立支援型地域ケア会議が定期開催になり、ケアマネジャーや事業所等に自立支援や重度化防止を改めて考える機会となっている

(4) 介護サービス基盤と家族介護者支援の充実

- ・「第8期計画における入所施設・地域密着型サービスの整備」計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を新たに2事業所整備
- ・認知症当事者と家族の相談しやすい体制づくりにおいて、支援ニーズを把握

(5) 人材の確保と資質の向上・介護現場の革新

- ・介護人材のすそ野の拡大に向けて、国通知に基づく介護に関する研修を、県内市町村では初開催し、家族介護や地域で活動される方の支援を実施
- ・事業所におけるBCP(業務継続計画)策定義務化に伴い、早期作成を支援する研修を開催

(6) 介護給付適正化の取組みの推進

- ・ケアプラン点検を、一部、外部専門家へ依頼し、ケアマネジャーとの面談を通じてケアマネジメントの質が向上
- ・介護予防ケアマネジメントに関しては、地域ケア会議の徹底により標準化されており、独自のツールの活用もできているが、地域包括支援センターの職員の入れ替わりの増加を踏まえ、全体研修等の機会を創出し、業務の質の平準化を促進

課題

- ・各地域包括支援センターの総合調整や連携体制の強化
- ・自立支援や重度化防止を進めていくためには、地域包括支援センターにおいてサービスCの利用が望ましい人を適切なアセスメントをもって動機づけしていくスキルが必要
- ・訪問型サービスB等の創出や訪問型サービスAの担い手の確保
- ・自立支援型地域ケア会議を展開していくファシリテータの養成・育成
- ・医療ニーズの高い高齢者や認知症への対応に苦慮する家族、ヤングケアラーなどの実態とニーズ把握
- ・ICTや介護ロボットの導入・活用支援、各種手続を簡素化し、介護現場の負担軽減や多様な人材が働きやすい環境の整備
- ・多様な人材の参入促進・育成、定着促進、生産性向上等の総合的な対策による人材確保
- ・地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、さらなるサービス提供の活性化と質の向上を図るため、事業所への適切な指導・監督の実施
- ・災害や感染症等の発生時、安心してサービスが受けられるような体制整備
- ・要支援・要介護の認定申請者数の増加に伴い、介護認定調査員の人材確保や認定審査会の簡素化導入の検討が必要。そのほかの介護給付適正化については、内容を精査し、より効果の高い事業への重点化が必要